

家庭用省エネ設備等導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、家庭部門の省エネ化及び脱炭素化を図るとともに、原油価格の高騰による影響を受けにくい暮らしを実現するため、省エネルギー設備、再生可能エネルギー自家消費設備等の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「県規則」という。）その他法令等の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「省エネ設備」とは、別表第1-1に定める省エネルギー効果の高い設備をいう。
- (2)「再エネ設備」とは、別表第1-2に定める再エネ自家消費割合の向上に資する設備をいう。
- (3)「住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に規定する住宅をいう。
- (4)「省エネ法」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）をいう。
- (5)「太陽光発電設備」とは、太陽電池モジュール及び太陽電池モジュールにより発電した電力を供給する装置並びにこれらに附属する装置の総体をいう。
- (7)「エコキュート」とは、空気中の熱を利用するヒートポンプ技術により、高効率で湯を作る電気式の貯湯型給湯器をいう。
- (8)「エコジョーズ」とは、排気ガスの熱（潜熱）を回収して再利用することで、高効率に湯を作るガス給湯器（潜熱回収型給湯器）をいう。
- (9)「エネファーム」とは、都市ガスやLPガスを用いて水素を取り出し、燃料電池によって発電するとともに、その排熱を利用して給湯を行う家庭用燃料電池コージェネレーションシステムをいう。
- (10)「ハイブリッド給湯器」とは、ヒートポンプによる電気式給湯とガス給湯器を組み合わせ、運転条件に応じて両者を使い分けることで高効率と安定供給を実現する複合型給湯システムをいう。
- (11)「太陽熱温水器」とは、太陽からの熱エネルギーを集熱器によって水に伝え、加熱・貯湯することで給湯に利用する装置をいう。
- (12)「エアコン」とは、室内の空気の温度、湿度、気流等を調整し、快適な室内環境を維持するための装置をいう。
- (13)「ペレットストーブ」とは、木質ペレット（おが粉状にした木材に圧力を加え円柱状にしたもの）を燃料とする仕様である家庭用暖房機器をいう。
- (14)「おひさまエコキュート」とは、エコキュートのうちインターネットに接続可能な機種で、天気予報や日射量予報に連動することにより、昼間の時間帯に沸き上げを行う機能を有するものをいう。
- (15)「V2H」とは、電気自動車(EV)若しくは、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)へ

の充電又は、EV、PHEV 若しくは、燃料電池自動車(FCEV)から施設へ放電(給電)ができる装置をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の別に（１）から（３）までに定める要件に該当する個人とする。

一 省エネ設備を導入する者

- （１）山梨県内に居住する者であること。
- （２）山梨県暴力団排除条例（平成２２年山梨県条例第３５号）に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- （３）別に定める誓約書の記載事項を遵守すること。

二 再エネ設備を導入する者

- （１）山梨県内に居住し、戸建て住宅（個人が生活の本拠とする住宅のうち、共同住宅及び長屋以外の一戸の独立した住宅）に補助対象設備を設置可能である者。
- （２）山梨県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は、暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- （３）別に定める誓約書の記載事項を遵守すること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が、別表第１－１及び第１－２に掲げる設備（以下「補助対象設備」という。）を購入し、自己居住する住宅又は自己が所有する住宅に導入する事業のうち知事が認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、本補助金の交付対象外とする。

- （１）中古品に該当する設備を導入するもの
- （２）技術開発、実証実験その他これらに類する事業を実施するもの
- （３）設備、その設置方法等が、関係法令、ガイドライン等を遵守しないもの
- （４）各補助対象設備について、導入に要する費用総額（設備本体費、工事費等を含み、公租公課を除く。）から、他の補助金の交付額を差し引いた額（自己負担額）が、補助金の交付額（以下「補助額」という。）以下であるもの。
- （５）第9条で定める手続を行わず交付決定前に契約等を行うもの
- （６）国又は他の地方公共団体による補助金等の交付を受ける場合であって、本補助金との併用が認められていないもの
- （７）その他、本補助金の趣旨、交付の目的、併用しようとする補助金の要件等に照らして知事が適当でないと認めるもの

(補助金の交付額)

第5条 補助額は、補助対象設備別に別表第２に掲げる金額とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に別表第3に定める関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項により補助対象者から提出された補助金交付申請上の、申請額の合計が予算の上限に達した場合には、前項の規定にかかわらず交付申請書の受付を終了するものとする。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を審査した結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金交付の条件等)

第8条 前条に規定する補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象者は、補助事業の内容を変更・廃止しようとするときは、あらかじめ補助金交付変更等承認申請書（様式第3号）に別表第4に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合は、この限りでない。

(2) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 前各号に掲げる事項のほか、補助事業の実施に当たりこの要綱その他法令及び条例等の規定を遵守すること。

(4) 前条の通知の受領後、県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。

2 知事は、前項第1号に規定する補助金交付変更等承認申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付変更等承認通知書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

(事前着手)

第9条 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 補助対象者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。ただし、届出により補助金の交付が確約されるものではない。

3 補助対象者は、前項により事前着手した後に、第7条の規定による交付決定がされない場合においても異議は申し立てられない。

(実績報告書の提出)

第10条 補助対象者は、別に定める日までに、実績報告書（様式第6号）に、別に定める関係書類等を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

- 2 補助事業の実施が翌年度にわたる場合は、別に定める日までに、年度終了実績報告書（様式第7号）に、別に定める関係書類を添付し、知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第9条第1項ただし書きの規定により知事がやむを得ない理由がある場合として事前着手と認めた補助対象者のうち、交付決定前に補助事業が完了しているものは、交付決定日から起算して1箇月以内に実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第8号）により、補助対象者に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が申請した補助対象設備に対し、国、他の地方公共団体等による補助額の合計金額が、その補助対象設備の購入費用を上回る場合には、当該設備については、本補助金の交付対象外とする。
- 3 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 4 前項の補助金の返還期限は、別に定めるものとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条の補助金の額の確定後に、精算払により支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消等)

第13条 知事は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときには、交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 第18条の規定に違反して承認を受けないで補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した場合
- (4) 第8条の規定による申請を行わずに、事業内容等を変更した場合
- (5) 前各号の場合ほか、補助事業に関し交付決定の際、付した条件に違反した場合又は知事の指示に従わなかった場合

(補助金の返還)

第 14 条 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の保管)

第 15 条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第 18 条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請（様式第 9 号）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(補助対象事業の検査等)

第 16 条 知事は、補助対象事業の適正を期するために必要があるときは、補助対象者に対し報告を求め、又は職員を立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

2 知事は、前項の検査により、補助金適正化法、補助金適正化法施行令、国規則、県規則、国制度要綱又はこの要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、補助対象者に対し、適合させるための措置をとることを命ずることができるものとする。

(取得財産の管理)

第 17 条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備、機械及び器具その他の財産（以下「処分制限財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第 18 条 補助対象者は、処分制限財産を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数の期間（処分制限期間）内において、補助金の交付の目的に反して処分する（使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）ときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第 9 号）を提出し、承認を得なければならない。

2 知事は、補助対象者が処分制限財産を処分することにより利益（当該処分により得た収入から補助対象経費及び必要経費を差し引いた上で生ずる残額）が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(調査等への協力)

第 19 条 補助対象者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後においても、本補助金の事業効果等の把握のために必要となる調査その他知事が必要と判断して行う調査等について、知事に協力しなければならない。

- 2 補助対象者は、前項の規定に基づく調査等の結果について、補助対象設備の種類、発電出力又は蓄電容量等を知事が公表しようとするときは、これに協力するものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 7 月 6 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 1 1 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表第 1-1 補助対象設備の要件（第 4 条関係）

区分	補助対象設備	要件
一 省エネ設備	エコキュート	省エネ法上のトップランナー制度における、2025 年度目標基準値以上の性能を備えたもの
	エコジョーズ	給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が 94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が 83.7%以上であること
	エネファーム	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が公表する登録機器リストに登録されている製品であり、インターネットに接続可能な機種で、気象情報と連動することで、停電が予想される場合に稼働を停止しない機能を有するものであること
	ハイブリッド給湯機	・熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持つ機器であること ・一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKAS A705）で、年間給湯効率が 108%以上のものであること
	太陽熱温水機	強制循環式のもので、JIS A4112:2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること）
	高効率エアコン（小）	・経済産業省 資源エネルギー庁が定める「統一省エネラベル」において省エネ性能（目標年度 2027 年基準）☆3.0 以上、又は、2027 年度省エネ基準達成率 100%以上 ・暖房能力 3.6kW 未満の機種
	高効率エアコン（大）	・経済産業省 資源エネルギー庁が定める「統一省エネラベル」において省エネ性能（目標年度 2027 年基準）☆3.0 以上、又は、2027 年度省エネ基準達成率 100%以上 ・暖房能力 3.6Kw 以上の機種
	ペレットストーブ	・一般社団法人日本ペレットストーブ工業会が定めるペレットストーブの定義（令和 6 年 11 月 21 日付け：一部改訂）に適合する機種であること ・過去にペレットストーブ設置の施工実績があり、保守点検の実施体制を有する事業者から購入し設置すること
	各設備共通	・いずれの設備も未使用品であること ・リース品ではないこと ・その他知事が特別に認める規格のもの

別表第 1-2 補助対象設備の要件（第 4 条関係）

区分	補助対象設備	要件
二 再エネ設備	おひさまエコキュート	・補助対象設備を導入する住宅に、既に太陽光発電設備が設置されているか、または導入予定（導入にかかる契約済）であること ・インターネットに接続可能な機種で、昼間の再エネ電気を積極的に自家消費する機能を有するもの ・おひさまエコキュートとして販売されているもの
	V 2 H	・補助対象設備を導入する住宅に、既に太陽光発電設備が設置されているか、または導入予定（導入にかかる契約済）であること ・国が実施する「充電設備・V2H 充放電設備・外部給電器補助金」補助事業において、補助対象とされている設備であること
	各設備共通	・いずれの設備も未使用品であること ・リース品ではないこと ・その他知事が特別に認める規格のもの

別表第 2 補助対象経費及び補助額（第 5 条関係）

区分	補助対象設備	補助額
一 省エネ設備	エコキュート	1 台当たり 40,000 円
	エコジョーズ	1 台当たり 20,000 円
	エネファーム	1 台当たり 120,000 円
	ハイブリッド給湯機	1 台当たり 80,000 円
	太陽熱温水機	1 台当たり 60,000 円
	高効率エアコン（小）	1 台当たり 10,000 円
	高効率エアコン（大）	1 台当たり 20,000 円
	ペレットストーブ	1 台当たり 110,000 円
二 再エネ設備	おひさまエコキュート	1 台当たり 80,000 円
	V 2 H	1 台当たり 110,000 円

別表第 3 補助金交付申請書（様式第 1 号）の添付書類（第 6 条関係）

番号	添付書類
0 1	事業計画書（様式第 1 号別紙）
0 2	チェックリスト（交付申請用）
0 3	暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書（様式第 1 号の 2）
0 4	住民票の写し（申請日が報告日以前 3 箇月以内でマイナンバーの記載のないもの）
0 5	その他知事が必要と認める書類

別表第4 補助金交付変更等承認申請書（様式第3号）の添付書類（第8条関係）

番号	添付書類
01	事業計画書（様式第1号別紙）
02	補助事業の変更等の内容を確認できる書類
03	別表第3の番号01から05までのうち、変更等となる書類

別表第5 補助金実績報告書（様式第6号）の添付書類（第10条関係）

番号	添付書類
01	実績報告書添付様式（様式第6号別紙（1）～（3））
02	チェックリスト（実績報告書用）
03	補助金交付決定通知書（様式第2号）の写し
04	補助対象設備の導入場所の写真 （①導入した設備の設置状況が分かる画像、②本体に記載してある型式等が確認可能な画像を添付すること）
05	補助対象設備が未使用品であることが分かる保証書等の写し ※メーカー保証書等の発行期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した事業者等が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し添付することにより、これに代えることができる。
06	対象設備が適切に設置されたことを証する書類の写し （設置工事請負契約書、工事完了報告書、引き渡し書等の写し）
07	補助対象事業の支払を明らかにする書類（領収書等）の写し
08	補助金の振込先が分かる書類（通帳等の写し）
09	太陽光発電設備の設置状況写真（パネルの設置状況、パワコンの設置状況） ※再エネ設備を導入した場合のみ必要
10	設置した設備の型番、省エネ性能等を確認することができるカタログの写し又はメーカーホームページを印刷したもの（いずれも該当箇所のみで可）
11	設備導入の同意書※
12	その他知事が特に必要と認める書類

※申請者と補助対象設備の導入場所の土地・建物の所有者が、異なる場合に提出すること